

一般競争入札による 金地金売払い参加要領

令和8年7月入札実施
高岡市総務部財政課

目 次

1	入札動産	1
2	買取方法、買取条件等	1
3	入札参加者の資格	2
4	入札の参加申込	2
5	入札参加に係る質問の受付及び回答	3
6	入札手続等	3
7	入札保証金の納入等	4
8	入札に必要な書類	4
9	入札の注意事項	4
10	入札書の無効	5
11	落札者の決定方法	5
12	契約不適合責任	5
13	契約の締結等	5
14	売買金額の納入	6
15	その他	6
	参考	6

「関係書類」

- ・ 金地金売払い一般競争入札参加申込書
- ・ 暴力団等の排除に関する誓約書
- ・ 金地金売払い入札書
- ・ 口座振替申請書

1 入札動産

品名	数量	最低買取率
金地金（田中貴金属工業製）1,000g	2本	100.00%
金地金（徳力本店製）1,000g	2本	

- ・買取率とは、田中貴金属工業株式会社が公表している「店頭買取価格（税込）」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のことです。
- ・最低買取率とは、あらかじめ高岡市が定めた買取率の下限であり、これを下回る入札は無効とします。

2 買取方法、買取条件等

- (1) 本入札においては、記載された全品目を一括して落札・買取することを条件とします。
一物品目のみの買取（部分入札）は不可とします。
- (2) 動産の引渡しは、当該入札動産について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年高岡市条例第61号）第3条の規定による議会の議決を得た後（令和8年9月頃を予定）、行うこととします。落札後から議決までの間は、高岡市と落札者は売買仮契約を締結し、議決を得た後に本契約を締結することになります。高岡市議会で議決が得られなかった場合でも、高岡市は落札者に対していかなる責任及び費用負担を負いません。
- (3) 入札に当たり、事前に金地金の査定・真贋の場は設けません。ただし、落札者が希望する場合、仮契約締結の期間中に市立会いのもと査定・真贋をすることができます。査定・真贋については、落札者が手配し、その際の費用等は落札者が負担することとします。また、査定・真贋の結果、万が一正規品以外の品が含まれていた場合は、落札者は正規品のみを入札書に記載した買取率で買い取り、正規品以外の品については、真贋証憑書類を添えて、買取対象から除外できることとします。
ここでいう正規品以外の品とは、動産一覧に記載された内容と比較して、次のいずれかに該当するものを指します。

- ・表示された会社の製造ではないもの
- ・識別番号が表示と異なるもの
- ・表示された会社が表示された識別番号を付していないと証明された場合の本品
- ・表示された会社による別の品で同じ識別番号が存在する場合の本品
- ・グラム数が表示と異なるもの（数量の増減については、除外せず、契約単価をもって増減精算をすることを選択することもできるものとします。）
- ・品位が表示と異なるもの

なお、本契約締結日（議決日）以降の返品等の申し出は一切受け付けません。

- (4) 実際の売買金額は、田中貴金属工業株式会社が上記財産処分議案の議決日の午前9時30分に公表した店頭買取価格（税込）に、落札した金地金の買取率（%）及び重量を乗じた額の合計額とします。またその際、端数処理は、基準額、買取率、重量を乗じた後

の全ての動産の合計額（円）に対して、1円未満を切り捨てることとします。また、納入は、高岡市議会において、当該金地金の財産処分議案の議決後14日以内に一括で納入することとします。

(5)引渡しは、落札者と高岡市が協議により定めた場所で、売買金額納入日から14日以内の落札者と高岡市が協議により定めた日に行うこととします。

3 入札参加者の資格

次に掲げる項目を全て満たす者であれば、どなたでも参加できます。

(1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者並びにこれらの申立てがなされていない者であること。

(3)次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(4)市町村税（特別区税を含む。）の滞納が無い者であること。

(5)入札参加申込書を指定した期日までに提出した者であること。

(6)入札保証金を納入期限までに全額納入した者であること。

4 入札の参加申込

入札の参加に当たっては、本参加要領を十分お読みの上、参加してください。

(1) 申込方法 郵送による高岡市総務部財政課への提出に限ります。

※直接持参、電話、電子メール等による受付は行いません。

(2) 申込受付期間 令和8年6月29日（月）から令和8年7月14日（火）まで

※令和8年7月14日（火）高岡市総務部財政課必着とします。

(3) 申込に必要な書類

ア 金地金売払い一般競争入札参加申込書（様式1号）

※使用する印鑑は、印鑑登録されている印鑑（実印）をご使用ください。

イ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式2号）

ウ 添付書類（発行後3か月以内のもの）

・印鑑（登録）証明書1通

・個人の場合 住民票1通（続柄、本籍及びマイナンバーの記載は不要です。）

・法人の場合 現在事項全部証明書1通

・納期が到来した市町村税（特別区民税を含む。）の完納を証する書類

エ 返信用封筒（切手貼付済のもの）

※入札保証金に係る納入通知書の送付に必要です。

5 入札参加に係る質問の受付及び回答

本入札の参加申込に係る質問及び回答については、下記のとおりとします。

(1) 質問受付期間 令和8年6月29日（月）から令和8年7月3日（金）まで

(2) 受付方法 任意の書式に記入の上、電子メールで送付してください。

質問書を送信した場合は、財政課へ電話にてその旨連絡してください。

なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとします。

メールアドレス：zaisei@city.takaoka.lg.jp

電話番号：0766-20-1247（直通）

(3) 質問回答日 令和8年7月8日（水）

(4) 回答方法 高岡市HPに掲載します。

(5) その他 質問に対する回答内容は、本参加要領等の追加又は修正として取り扱うものとします。

6 入札手続等

(1) 入札の方法及び期間

ア 方法 郵送による高岡市総務部財政課への提出に限ります。

※直接持参、電話、電子メール等による入札は認めません。

イ 期間 令和8年7月23日（木）～令和8年7月27日（月）

※令和8年7月27日（月）高岡市総務部財政課必着とします。

(2) 開札日 令和8年7月28日（火）

7 入札保証金の納入等

- (1) 入札参加者には、入札保証金として下表の金額を高岡市が発行する納入通知書により、令和8年7月23日（木）までに納入していただきます。

入札保証金
10,000,000円

- (2) 落札者以外の方には入札保証金を、口座振替申請書により指定された口座へ返還いたします。なお、返還には入札終了後20日間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 入札保証金には利息を付しません。
- (4) 落札者の入札保証金は、売買金額に充当させていただきます。

8 入札に必要な書類

- (1) 入札書（必要事項を記載し、押印したもの）
- (2) 入札用封筒（(1)を中に入れ、封かんしたもの）
- ※封かんした(2)の封筒を、郵便用の外封筒に入れて送付ください。

【入札用封筒（表）】 高岡市長 宛 令和●年●月●日 入 札 書 在 中 住所： 氏名・法人名：	【入札用封筒（裏）】 印 印 印
--	--

9 入札の注意事項

- (1) 指定する様式以外による入札は無効となります。
- (2) 入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、封筒に入れて割印を押した状態で郵送してください。
- (3) 入札書中に入札者の記名押印をしてください。
- (4) 入札書中にて文字等を訂正した場合には、訂正印を押してください。
ただし、入札買取率を書き損じた場合は、作成し直したものを提出してください。
- (5) 入札書の郵送について
- ア 一般書留郵便又は簡易書留郵便により、期限到達となる令和8年7月27日（月）まで、高岡市総務部財政課に到達するようにすること。
- イ 「8 入札に必要な書類」の(2)において指定した書類（封筒）を郵送用の外封筒に入れ、入札参加者の住所・名称及び氏名を記入して郵送すること。
- ウ 郵便宛名を次のとおりとすること。

〒933-8601 高岡市広小路7番50号 高岡市総務部財政課 宛

- (6) 理由の如何に関わらず、提出した入札書の書き替え、引換え又は撤回はできませんのでご注意ください。

10 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札書
- (2) 買取率、氏名その他入札要件を確認できない入札書
- (3) 不正な行為により入札を行ったと認められる者の入札書
- (4) 同一事項につき 2 以上の入札をした者の入札書
- (5) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者の入札書
- (6) 2 人以上の代理人となって入札をした者の入札書
- (7) 最低買取率を下回る買取率の入札をした者の入札書
- (8) 入札者の住所若しくは氏名の記入又は押印のない入札書
- (9) 代理人が入札する場合、代理人の住所若しくは氏名の記入又は押印のない入札書
- (10) 入札保証金を納入期限までに全額納入しないものの入札書
- (11) 前各号に定めるもののほか、入札の注意事項及び指示した条件に違反して入札をした者の入札書

11 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、高岡市が事前に定めた最低買取率以上の入札のうち、最高買取率の入札者を落札者と決定します。
- (2) 落札となるべき同買取率の入札をした者が 2 人以上あるときは、再度入札を実施します。なお、再入札の日程については、改めて通知します。
- (3) 結果については、高岡市HPに掲載します。

12 契約不適合責任

落札者は、引き渡された入札動産が数量、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときであっても、高岡市に対して民法第562条第1項本文に規定する履行の追完を請求することができません。ただし、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除く）についてはこの限りではありません。

13 契約の締結等

- (1) 落札者には後日、落札決定通知を送付します。
- (2) 落札者は、落札決定通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（土日を除く。）に仮契約を締結します。

※上記期間中に仮契約を締結されない場合は、落札者としての資格が失われることになり、入札保証金は高岡市に帰属し、返還することはできませんのでご注意ください。

- (3) 本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当するため、高岡市議会の議決をもって、本契約を締結します。

14 売買金額の納入

(1) 売買金額は、議決日（本契約日）の翌日から14日以内に、高岡市が発行する納入通知書により、一括で納入していただきます（入札保証金は売買金額に充当されますので、売買金額から入札保証金を差し引いた額を、納入していただきます。）。

(2) 引渡しは、落札者と高岡市が協議により定めた場所で、高岡市が売買金額の納入が確認できてから14日以内の落札者と高岡市が協議により定めた日に行うこととします。

※納入期限までに売買金額が納入されない場合は、売買金額の10%から納入済みの入札保証金を差し引いた金額を、損害賠償金として納入していただきますので、ご注意ください。

15 その他

契約書等（高岡市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、売買契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

また、本参加要領に記載されていない事項で必要なものは、地方自治法、地方自治法施行令、高岡市契約に関する規則等の定めるところにより市長が決定します。

【問合せ先】

〒933-8601

高岡市広小路7番50号

高岡市総務部財政課

電話 0766-20-1247（直通）

<参考>

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立

を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。